

いては、これまで争いがあり、これを認めたもの（東京地判平七・一〇・二七判時一五六九一七〇）と、否定したもの（東京高判平八・一〇・一七判時一五八八一〇〇）とがあったが、このほど、最高裁は、認証拒否は許されないとする判決を下し（最高判平一〇・六一一裁時一二二二一―一三八）、この問題に決着をつけた。

本件判決も、これと同旨の判決である。

【訂正】

前号（第四十号）七四頁、最近の判例から「マンション販売と駐車場の説明」の上段二十行目「更新しない旨通知し」と①本件売買契約：との間に、次の字句（傍線部分）を挿入いたします。

しかし、Aは、平成六年四月、X₁らに対し、同年六月をもって賃貸借契約を終了させ、更新しない旨通知し、同年七月以降、X₁らは駐車場の利用ができなくなった。X₁らはYに対し、①本件売買契約：……

最近の判例から

(24)

取引主任者の住民票の交付請求

(横浜地判 平九・一一・一二 判例自治一七四―一二三) 菊地 眞二

賃貸駐車場の管理をしている取引主任者が、借主の本籍が記載された住民票の交付を請求した事案について、請求事由の明示がなく、請求理由が不当であるとして、交付を拒否した市役所の処分が妥当とされた事例。

(横浜地裁 平成九年一月一二日判決 棄却・控訴 判例自治一七四号二二頁)

一 事案の概要

賃貸駐車場の管理をしている取引主任者X

は、駐車場の借主Aが自動車二台を放置したまま連絡が取れなくなってしまったので、Aの放置した自動車を撤去するには、Aの親族の承諾を得る必要があると考え、平成八年五月十七日Y市にAの本籍が記載された世帯全員の住民票の交付を請求した。

その際、Xは、宅地建物取引主任者証を提示し、交付申請書には「相統調査の為」と記

載し、職務上必要である旨を表明したが、Y市はXの請求を拒否した。

次に、Xは、本籍の記載がないAの住民票を請求したが、Y市は、これには応じた。

さらに、Xは、「自分が管理する駐車場に放置された自動車の撤去につき、所有者であるAの親又は親族の承諾が必要なので、本籍が知りたい」と交付申請書に記入し、改めて本籍が記載されたAの住民票を請求したが、Y市は、これを拒否した。

Xは、業務のため請求することを明示したにもかかわらず、住民票の交付を拒否されたことについてY市に異議を申立てた。Y市は、第一の請求には、取引主任者は、自治省令(住民台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令)三条三号に掲げる者ではないから、請求事由の明示を要するが、その明示がなく、また、第三の請求は不当な目的によるものと

して、Xの申立てを棄却した。

Xは、B県知事に審査請求をしたが、これも棄却されたので、Y市に対し、処分の取消しを求めて提訴した。

二 判決の要旨

Xの主張は、①取引主任者は自治省令三条三号掲記の者と何ら遜色はなく、同省令が取引主任者を除外するのは不合理な差別であつて、憲法に違反し、②放置自動車の移動についてAの親族の承諾を得るため、これを探し出すことは正当な目的であり、Yの処分は違法である、というものである。

これに対して、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) 自治省令三条が弁護士等と取引主任者を区別しているのは、両者の間において、職務の性質、内容を異にし、職務上住民票の写しの交付請求をする必要性の程度等について差異があるからであり、取引主任者に請求事由の明示を要求しても、憲法一四条違反の問題は生じないとし、

(2) 借主に相続が開始した等の事情がない限り、借主の親族は賃貸借契約上の義務を負わないから、XがAの親族を探し出すこと、そのためにYの住民票（本籍の記載のある

もの）の写しの交付を受けることに社会通念上の必要性や合理的な理由を見出すことは困難であり、Xの請求は不当な目的によるものであるとし、

(3) Xの請求は理由がないとして、棄却した。

三 まとめ

住民票の交付請求については、住民票に記載された情報が個人のプライバシーに属し、みだりに他人に知られることを欲しない事柄を含んでいるため、住民基本台帳法は、その請求にあたり、請求理由を明らかにさせ、不当な請求を排除することとしている。当然の措置である。

駐車場の管理者が、管理の徹底を期したい心情は理解できるが、プライバシーを侵害してよいものではない。本判決は、実務の参考となる所が大きいであろう。

（企画調整部調整第一課長）